

農村地域への産業の導入に関する基本計画の改訂案に関する意見募集の結果及び県の考え方について

1 意見募集の期間

令和7年（2025年）1月20日（月曜日）から令和7年（2025年）2月19日（水曜日）まで

2 意見の件数

17件（2人）

3 意見の取扱い

反 映：	寄せられたご意見の趣旨を踏まえ、内容に反映するもの	0件
参 考：	今後の取組の参考とさせていただくもの	8件
補足説明：	寄せられたご意見について、補足説明を行ったもの	6件
既 掲 載：	ご意見の趣旨が既に掲載されているもの	1件
反映困難：	反映が困難なもの	2件
そ の 他：	質問や感想、素案以外への意見	0件

番号	ご意見の概要	県の考え方	取扱い
1	「農村産業法」の適用による「工業等の導入の必要性」の判断に当たって、地域における「有効求人倍率」等の雇用機会の現状を考慮する必要がある旨を「基本計画」に追記すべき。	第3・(2)において、「市町村等は、地域社会の年齢構成、男女比率、労働力需給の状況等を勘案しつつ、」としており、雇用機会の現状等を考慮する必要がある旨を記載しています。	既掲載
2	「工業等5業種」を導入する場合、人口10万人以上で工業等就業者割合が全国平均より高い市等は法の対象地域から除くべき。	対象地域については、農村産業法に基づき設定すべきものと考えています。 なお、頂いた御意見については、農村産業法の所管である国の機関と共有させていただきます。	参考
3	地域社会へのインパクトや産業としての経済的波及効果等が市町村の区域を越える広域的なものとなるような規模の大きな産業の導入に関する「実施計画」の策定については、「通勤圏」	国が示している「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に関するガイドライン」においても、「特段の支障がない限り、複数市町村が共同して作成しても差し支えない。」とされて	参考

	等を一にする近隣市町村が共同してこれを作成することが望ましい。	おり、頂いた御意見については、今後の取組みの参考とさせていただきます。	
4	「農村産業法」制度において、「工業等を導入する必要性の少ない地域」として政令で除外対象としているのは三大都市圏を除くと人口 20 万人以上又は 10 万人以上の（人口増加率が全国平均より高い）「市」に限定されているが、近隣市町村がまとまって「通勤圏」（通勤に要する時間が一定基準以内の地理的範囲）を形成し、10 万人以上の人口規模を有するような地域を「工業等を導入する必要性の少ない地域」として法の対象地域から除外することで制度的整合性を確保すべき。	頂いた御意見については、農村産業法の所管である国の機関と共有させていただきます。	参考
5	「経済・社会的インパクトの大きな産業が導入される区域」と「それ以外の区域」を区分した「基本計画」の書き分けを行うて配慮事項や課題への対処方法を明確化すべき。	市町村が実施計画を策定する時点では、規模や業種、雇用期待従業員数などは調整されているものの、経済・社会的インパクトの大きな産業の導入となるか否かの判断は出来ないと考えます。よって基本計画においては、全県的な考え方を定めることとし、県内を複数の区域に分けた記載とすることは適切ではないと考えています。 一方で、一部地域においては、結果的に経済・社会的インパクトの大きな産業が導入されている例もあり、頂いた御意見については、今後の取組みの参考とさせていただきます。	参考
6	熊本の大切な農業を存続させるために、農業者を保護する観点の政策が必要だと思えます。改訂案は農業離れを促進するように見えます。日本国の未来を見据えて、もっと農業の方を向いた改訂案にしてください。	農村産業法は、農村地域への産業の導入を促進する一方、農業従事者が導入される産業に就業するための措置や、農業構造の改善を促進するための措置を講ずることで、農業と産業との均衡ある発展と雇用構造の高度化に資することを目的としており、本基本計画は、このような考え方にに基づき策定された国の基本方針等に基づき作成しています。	補足 説明
7	第 1 前文・1 趣旨への追記、修正（下線部を追記） ○ 国は平成 29 年に農工法を一部改正し、名称を「農村地域	主な改正内容である、名称の変更および業種の制限が廃止されたことについて記載しています。	補足 説明

	への産業の導入の促進等に関する法律（以下「農産法」という。）に改めるとともに、「都道府県実施計画制度」が廃止され、「実施計画」策定主体は市町村とされたほか産業構造の変化を踏まえ、農村地域に導入すべき業種を工業等５業種のみとする制限を廃止することで、工業等以外の産業を広く導入することを可能とし、農村地域における就業機会の一層の創出を図ることとされた。		
8	第１前文・１趣旨への追記、修正（下線部を追記） ○ <u>令和６年６月５日には上位法に当たる「食料・農業・農村基本法」が改正され、「望ましい農業構造」として「効率的かつ安定的な農業経営を営む者（担い手）」以外の「多様な農業者」により農業生産活動が行われることで農業生産の基盤である農地の確保が図られるように配慮する</u>」ことが明記された。	本項目には、農村産業法の趣旨について記載しています。 なお、「食料・農業・農村基本法」が改正され、望ましい農業構造の確立として、御意見のとおり担い手以外の多様な農業者も位置付けられており、今後の取組みの参考とさせていただきます。	参考
9	第１前文・２現況と課題・（１）農業への追記、修正（下線部を追記） ○ また、<u>少子・高齢化も進展しており、６５歳以上の基幹的農業従事者数の占める割合は６１．３％となるなど、将来を担う農業後継者等の確保が重要課題</u>となっている。	本記載は、農林業センサスのデータを基に記載しており、農業センサスのデータにある高齢化に関する状況を記載しています。	補足説明
10	第１前文・２現況と課題・（１）農業への追記、修正（下線部を追記） ○ <u>併せて、「農村産業法」による産業導入のための農振除外や農地転用の特例適用及び都市計画法第３４条第７号の特例適用による市街化調整区域内での開発行為事例の増加に伴う農地転用期待の高まりが地価の高騰を招き、その影響による農地の貸しはがしや農業基盤整備事業の実施の困難化等から、優良農地の減少や土地利用秩序の維持が困難となっている地域もある。</u>	御意見のような状況が一部地域において発生していることは、県としても把握しているところです。本項目では、一部地域に限らず、全県的な現況と課題を記載しています。なお、県では関係市町村と連携し営農継続に向けた取組みを進めています。	補足説明

1 1	第1前文・2現況と課題・(3)雇用への追記、修正（下線部を追記） ○ <u>また、令和5年以降の半導体関連産業の集積に伴う広域での人手不足や賃金単価高騰による中小企業の経営困難化等、社会問題化している状況</u>	御意見のような状況が一部地域において発生していることは、県としても把握しているところです。なお、本項目では、一部地域に限らず、全県的な現況と課題を記載しています。	補足説明
1 2	第1前文・3農村地域への産業の導入に向けた基本的な方向性 ○農業従事者の確保が全県的に困難となっている現状を踏まえると、これと反する農業以外の就業機会の「一層」の創出ということは言えない状況ではないか。 （修正案、該当部のみ抜粋） ・～地域の実情を十分踏まえた上で必要に応じて農業以外の就業機会の創出を図り、また、農業後継者を含む担い手の確保とこれに対する～。	農業従事者の確保が重要であることはもちろんですが、農業者以外の地域住民も地域で住み続けられるよう、農業以外の就業機会の一層の創出を図っていきたいと考えています。	補足説明
1 3	第2農村地域への産業の導入の目標への追記、修正（下線部を追記） ○ <u>前提として、近隣市町村における雇用環境も考慮しながら、まずは農地転用を伴わない中間管理事業等の活用によって地域の農業構造の改善を図ることができないかを確認したうえで、これが困難と判断された場合に「農村産業法」や「地域未来投資促進法」の活用による雇用創出の検討を行うこととし、安易な農振除外や農地転用の特例の活用を目的とした「農村産業法」の活用は厳に慎むこと</u>	本計画は「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に基づき作成するものであり、他法令に基づく制度の活用について、本計画に記載することは適切でないと考えます。 また、地域の農業構造の改善や雇用創出に関しては、本項目の後段および第4に記載しています。 なお、頂いた御意見については、今後の取組みの参考とさせていただきます。	参考
1 4	第5農村地域への産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する方針・1（3）への追記、修正（下線部を追記） ○ <u>産業導入地区の区域として設定する面積が、事業者の立地ニーズを踏まえ、導入産業の用に供するために必要最小限の面</u>	「導入産業の用に供するために必要最小限の面積であること」の記載により、産業の導入に不要な面積の設定が抑制されるものと考えています。 なお、頂いた御意見については、今後の取組みの参考とさせていただきます。	参考

	積であることとし、生産と直接関係のない池や緑地等の修景的施設の設置による開発面積の割合は一定限度以下とする。		
15	第5農村地域への産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する方針・1（5）への追記、修正（下線部を追記） ○ <u>加えて、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第8条第2項第1号に規定する農地中間管理事業を重点的に実施する区域（重点実施区域）内の農用地等以外での開発を優先すること。</u>	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律による農地中間管理事業の推進に関する法律の改正（令和5年4月1日施行）によって、同法第8条第2項第1号の規定が削除され、地域計画に定められた区域において農地中間管理事業を重点的に実施することとされました。なお、地域計画の達成に支障がないようにすることについて、改訂案の第5・1（2）ウに記載しています。また、国が定める「農村地域への産業の導入に関する基本方針」においても当該記載を削除する変更（令和5年9月11日）がなされています。	反映 困難
16	第9その他必要な事項・8遊休地解消に向けた取組みへの追記・修正（下線部を追記） ○ <u>なお、本検討は、単一市町村内に限定して行うのではなく、産業導入を図ろうとしている市町村から通勤可能圏内にある近隣市町村の範囲を含めて行うこと。</u>	国が示している「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に関するガイドライン」において、実施計画書の作成に当たり「特段の支障がない限り、複数市町村が共同して作成しても差し支えない。」とされており、場合によっては近隣市町村も含めた検討が有効となることもあると考えます。 頂いた御意見については、今後の取組みの参考とさせていただきます。	参考
17	第9その他必要な事項・10実施計画のフォローアップ体制の確保への追記・修正（下線部を追記） ○ 10実施計画のフォローアップ体制の確保等 ○ <u>実施計画は、将来の見通しを十分に検討し作成されるものであることから、基本計画が変更された場合のほか、やむを得ない事情がある場合を除き、当該実施計画の公表の日から1年間は行わないこととする。また、実施計画に位置付けられた産業の導入が完了した場合又は完了することが確実な場合であって、施設用地の不足を補うために産業導入地区の区域を拡大</u>	実施計画の変更に関しては、国が示した「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に関するガイドライン」に定められており、ガイドラインに基づき運用していきます。	反映 困難

	<u>する必要があるときは、農業従事者の就業及び農地保有の合理化が見込まれることを確認したうえで実施計画を変更することとし、これが確実と言えない場合には変更は認めない。</u>		
--	--	--	--